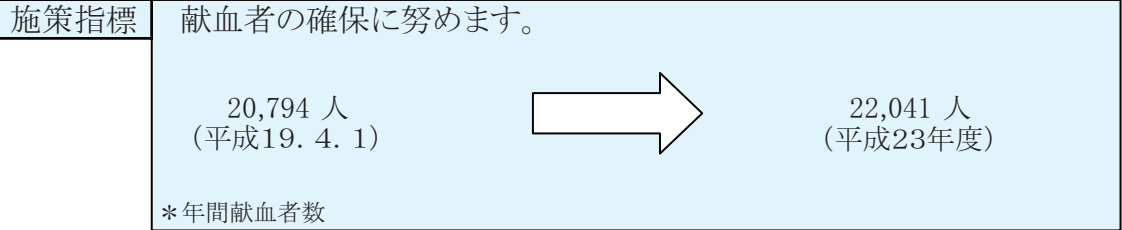


(2) 福祉健康の増進

施策名 | 地域社会福祉づくり

No. 13

日本赤十字社は、災害救助、血液事業、医療事業、救護法の講習会などの活動を行っています。特に血液事業は、24時間体制で医療機関に血液を供給しますが、少子高齢化社会の進展に伴い、安全な血液の確保が困難になることが予想されるため、献血者の確保及び広報活動を一層推進します。
また、民生児童委員は、行政と市民の連絡調整、生活支援、相談業務などの活動をしており、行政からの情報を迅速かつ的確に周知するよう努めます。



主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①赤十字活動の推進	●	○	○		
②民生児童委員活動の充実	●	○	○		

担当課名 社会支援課
計画地域 市内全域

施策指標式

●市内における献血者の推移 (単位:人)

年 度	15年度	18年度	23年度
献血者数	20,189	20,794	22,041
備 考		対15年度 3%増	対18年度 6%増

*献血ルーム、移動採血者含む。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	地域社会福祉づくり					
内容	献血者を確保するため、広報により情報提供し、市民の協力を得て献血事業を推進します。福祉制度については、制度自体が複雑化しているため、民生児童委員に対する研修を行い、広報を活用することで制度の周知、情報の提供を行います。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①赤十字活動の推進 ・市民献血の実施 ・企業への献血依頼	毎年実施					
②民生児童委員活動の充実 地域住民からの社会福祉に関する相談に応じ、支援を行う。	地域の福祉ニーズ把握、制度の情報提供、相談活動など					

福祉健康の増進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・献血者の確保に努め、平成23年度までに年間献血者を22,041人に増やします。(平成18年度 20,794人) ・福祉制度の周知、情報の提供を推進します。

施策名 障がい者福祉の推進

No. 14

平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立しました。この法律は、障がい者の福祉サービス一元化、障がい者が企業などで働くための福祉面からの支援、地域の限られた社会資源を活用するための規制緩和などを目的としています。
市では、この法律に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確保に関する「障害福祉計画」を策定しましたが、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を積極的に支援します。

施策指標 障害福祉計画で定めた項目の達成率を高めます。

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①障害福祉計画の進捗管理	●	○			
②介護給付	●	○	○		
③訓練等給付	●	○	○		
④地域生活支援事業	●	○	○		

担当課名 福祉課
計画地域 市内全域

施策指標式

●障害福祉計画

国が示す基本指針に則して、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供する体制の確保に関する次の事項を定めた障害福祉計画を策定する。

- ①障がい福祉サービスなどの必要量の見込み
- ②障がい福祉サービスなどの見込み量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の実施体制
- ④その他必要事項

計画は平成19年3月に策定し、3年間で1期とする。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	障がい者福祉の推進					
内容	「障害者自立支援法」の施行に伴い、既存の福祉サービスの再構築を図るとともに、「障害者自立支援法」で定められている「障害福祉計画」を第2次太田市障害者福祉計画と整合を図り策定し、その進捗管理を行います。なお、計画は3年間で1期とします。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①障害福祉計画の進捗管理 ・障害福祉計画の進捗管理 ・障害福祉計画の見直し	1期			2期(24年度まで)		計画は18年度策定
②介護給付 居住介護、短期入所、施設入所支援などを行う。						
③訓練等給付 自立訓練、就労移行支援などを行う。						
④地域生活支援事業 相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付などを行う。						

福祉健康の増進

マニフェスト

・障害福祉計画で定めた項目の達成率を高めます。

施策名 | 障がい者福祉の推進

No. 15

合併後の地域格差を解消するため、在宅重度心身障がい者等デイサービスセンターと地域活動支援センターを建設し、在宅障がい者が社会参加できるように施設整備を図ります。新田地区は、対象施設がないため、重度心身障がい者は在宅を余儀なくされており、重度心身障がい児も養護学校卒業後の受入場所がないため、施設建設を行います。また、藪塚地区の福祉作業所は、「障害者自立支援法」の施行により、地域活動支援センターとして老朽化した施設を新築するとともに、既存施設も地域活動支援センターへの移行を進めます。

施策指標 デイサービスセンター、地域活動支援センターを建設します。

80.0% (平成19. 4. 1) ➡ 90.0% (平成23年度)

* 施設整備率 = (建設済デイサービスセンター数 + 建設済作業所数) / (デイサービスセンター計画数 + 作業所計画数) × 100

主な実施事業	実施主体			
	市	県	国	他
①(仮称)新田在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター建設事業	●	○		
②藪塚しゅんらん地域活動支援センター建設事業	●	○		

担当課名 福祉事業課
計画地域 新田地区、藪塚地区

施策指標式

●設置計画(地区別)

区分	デイサービスセンター A	福祉作業所 (地域活動支援センター)B	計 C=A+B
太田	1	3	4
尾島	1	1	2
新田	1	1	2
藪塚	1	1	2
計	4	6	10

●設置推移(地区別)

区分	18年度				23年度			
	デイサービスセンター D	福祉作業所 E	計 F=D+E	整備率 F/C×100	デイサービスセンター G	福祉作業所(地域活動支援センター) H	計 I=G+H	整備率 I/C×100
太田	1	3	4	100.0%	1	3	4	100.0%
尾島	1	1	2	100.0%	1	1	2	100.0%
新田	0	1	1	50.0%	1	1	2	100.0%
藪塚	0	1	1	50.0%	0	1	1	50.0%
計	2	6	8	80.0%	3	6	9	90.0%

* 施設数は年度末の数値。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	障がい者福祉の推進					
内容	合併後の地域格差を解消するため、在宅重度心身障がい者等デイサービスセンターと地域活動支援センターを建設し、在宅障がい者が社会参加できるように施設整備を図ります。また、「障害者自立支援法」の施行に伴い、既存の福祉作業所は、地域活動支援センターへの移行を進めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①(仮称)新田在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター建設事業 地域間格差を解消するため、未整備地区に施設を建設する。	設計	建設				
②藪塚しゅんらん地域活動支援センター建設事業 老朽化に伴い施設を移転新築する。	建設					

福祉健康の増進

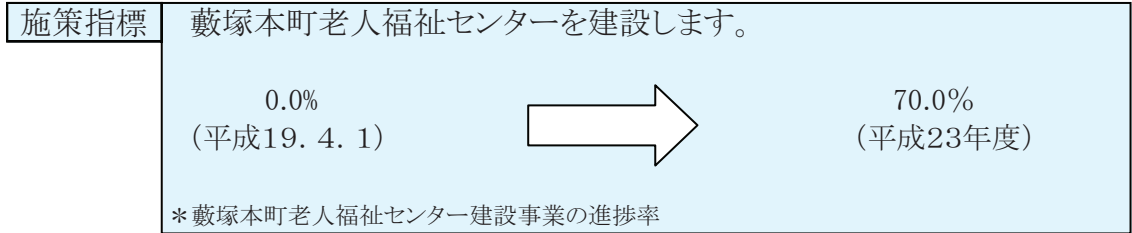
マニフェスト

・平成23年度までにデイサービスセンターや福祉作業所(地域活動支援センター)の施設整備率を90.0%まで高めます。(平成18年度 80.0%)

施策名 | 高齢者福祉の推進

No. 16

本市の高齢者人口は年々増加を続け、平成17年4月1日の高齢化率は16.4%となっています。群馬県平均では平成15年度が19.6%であり、本市は比較的高齢化の進行は遅いと考えられます。しかし、今後も高齢化は進むと推測され、多様化したきめ細かな施策の展開が必要になっています。
 このような状況から、ふれあい相談員を中心とした高齢者の自立支援や老朽化した老人福祉センターの施設整備を図り、高齢者の生きがいづくりの場、ふれあいの場としての利用促進を図ります。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①藪塚本町老人福祉センター建設事業	●				
②高齢者地域福祉自立支援事業	●				

担当課名 元気おとしより課
 計画地域 市内全域

施策指標式

●藪塚本町老人福祉センターの建設スケジュール

年度	工程	進捗率
22年度	基本設計、実施設計	20.0%
23年度	本体工事	70.0%
24年度		100.0%
25年度	開所	

*進捗率は事業費ベースで算定した。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	高齢者福祉の推進					
内容	老朽化した藪塚憩の家(老人福祉センター)の施設整備を図り、いきがいつくりの場、ふれあいつくりの場の利用促進に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①藪塚本町老人福祉センター建設事業				設計	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設は2ヶ年の継続事業 ・市所有の土地に建設予定(候補地は未定)
②高齢者地域福祉自立支援事業 特に、ひとり暮らし高齢者を訪問し、安否確認をはじめ、各種相談、情報収集・提供、軽スポーツの普及推進などを行う。	毎年実施 24人	25人	26人	27人	28人	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者数3,038人(17.8.1現在) ・ふれあい相談員21人(17年度)

福祉健康の増進

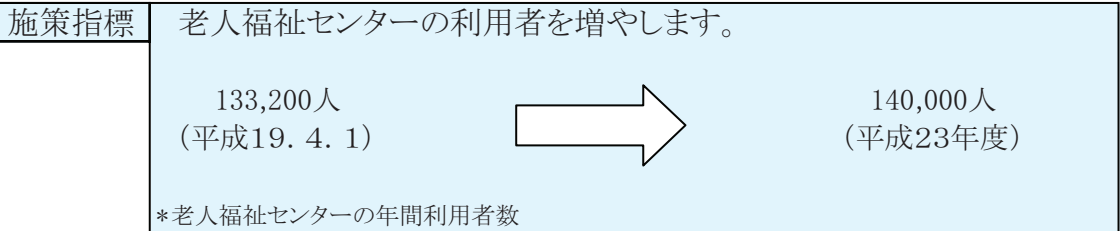
マニフェスト

- ・藪塚本町老人福祉センターは、平成23年度の着工をめざします。(25年度開所予定)
- ・年々増加するひとり暮らし高齢者などへの社会参加を促進するため、ふれあい相談員の増員を図ります。平成19年度24人以後、各年度ごとに1人ずつ増員し、平成23年度に28人体制をめざします。

施策名 高齢者福祉の推進

No. 17

人生80年の時代を迎え、社会、経済情勢の変化や福祉ニーズの多様化により、社会参加を望む高齢者が増えています。その一方で、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、孤立化が問題になるなど、高齢者の状況は多様化しています。このような状況から、高齢者施策の重要度は、ますます高まると考えられます。
 そこで、高齢者の健康維持や介護予防などの観点から、高齢者の生きがいづくりの場として利用されている老人福祉センターの利用促進を図り、社会の変化に対応したサービスを提供します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①教養講座の開催	●				
②機能回復訓練機器(健康機器)などの整備・増設	●				

担当課名 高齢者福祉センター担当
 計画地域 市内全域

施策指標式

●老人福祉センターの利用推移

項目	年度	16年度	17年度	18年度 (想定)	19年度 (想定)	23年度 (目標)
	施設利用者		134,908人	132,674人	133,200人	136,000人
講座等	開催数	48回	44回	49回	51回	55回
	参加者	1,976人	1,954人	2,050人	2,100人	2,200人
健康機器の台数		56台	56台	57台	57台	60台

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	高齢者福祉の推進					
内容	高齢者福祉の健康維持や介護予防を推進し、高齢者の生きがいづくりの場、ふれあいの場として利用されている老人福祉センターの利用促進や施設整備を図ります。また、社会の変化に対応したサービスを提供し、高齢者のニーズに応えられるようにします。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①教養講座の開催	毎年開催(開催回数の増加を図る。)					開催数 参加者
	51回/年 2,100人	52回/年 2,100人	53回/年 2,150人	54回/年 2,150人	55回/年 2,200人	
②機能回復訓練機器(健康機器)などの整備・増設	施設整備(機器の増設を図る。)					機器台数
	57台	58台	58台	59台	60台	

福祉健康の増進

マニフェスト
<p>・平成23年度までに老人福祉センターの年間利用者を140,000人に増やします。 (平成18年度 133,200人)</p>

施策名 | 生活保障の確保

No. 18

生活保護制度は、憲法の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障し、その自立を助けることを目的としています。全国的な保護率はバブル崩壊以降、大きく増加傾向をたどっています。
本市は、全国の保護率と比べ下回っていますが、障がい者などの雇用の場が少ないため、保護率は上昇傾向にあります。自立を目的とした就労支援などの自立支援事業を行い、稼動年齢層の自立支援を図ります。

施策指標 | 生活保護者の自立支援を図ります。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①就労促進事業		○	○	●	
②自立支援プログラム策定実施推進事業		○	○	●	

担当課名 | 社会支援課
計画地域 | 市内全域

施策指標式

●自立支援プログラム策定実施推進事業

生活保護者(就労可能な者)に対する就労指導について、年間プログラムを作成し、自立指導を行う。

- ・個人に対する年間プログラムの作成
- ・ケースワーカーのハローワークへの同行指導
- ・家庭訪問指導
- ・病状調査

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	生活保障の確保					
内容	生活保護制度は、高齢や病気などにより収入が減少した場合や医療費の支払いが困難で生活に困窮している場合に、国が法律の定めに基づいて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助ける制度です。就労支援などの自立支援事業を行い、稼働年齢層の自立支援を図ります。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①就労促進事業 就職相談など	事業実施					
②自立支援プログラム策定 実施推進事業 就労指導の年間プログラムを作成し、自立指導を行う。 ・個人に対する年間プログラムの作成 ・ケースワーカーのハローワークへの同行指導 ・家庭訪問指導 ・病状調査	事業実施					

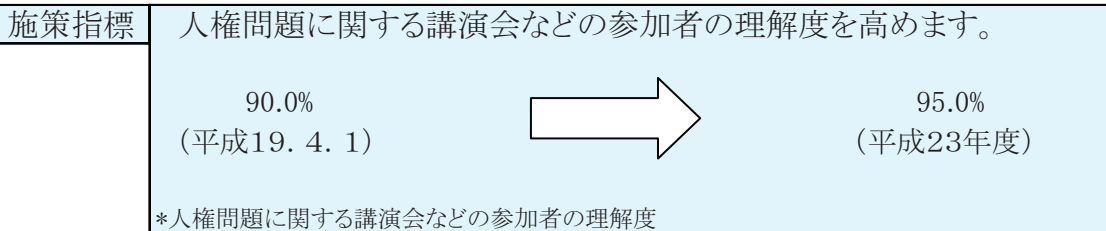
福祉健康の増進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護自立助長ケースを選定し、その自立支援を促進します。

施策名 人権擁護・同和対策

No. 19

同和問題をはじめ女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人などの人権問題を解決する施策を実施し、これまで一定の成果をあげてきましたが、差別事象に見られるように、人権についての理解は、いまだ十分なものとは言い難く、心理的差別の解消が残された課題です。
 このため、市民一人ひとりが、さまざまな人権問題について正しい認識と理解を深め、人権問題を自分自身の課題として受け止めるとともに、人権問題の解決のために、人権教育の充実と人権啓発活動を進めます。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①人権教育・啓発に関する基本計画策定事業	●	○	○		
②人権啓発再委託事業	●	○	○		
③人権相談の実施	●	○	○		
④解放運動団体などとの連携	●	○	○		

担当課名 生活そうだん課
 計画地域 市内全域

施策指標式

●人権問題の認識について

人権問題の正しい理解と認識により、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに暮らしていける社会の実現をめざして、様々な角度から啓発事業を推進していく。そのため、各種啓発事業(講演会・セミナー・広報活動など)の参加促進を図り、参加者からのアンケート結果等をもとに理解度を把握する。また、定期的に意識調査などを実施して、人権問題の解決につなげていく。

●講演会などの開催状況(平成17年度)

区分	参加人数	対象
講演会	800人	一般の方
研修会	357人	企業関係者、教員、行政関係職員など

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	人権擁護・同和対策					
内容	人権が尊重される社会をめざし、人権教育・啓発活動を積極的に推進してきましたが、差別事象の残存と、社会の変化にともなう女性、障がい者、高齢者、外国人などに関する新たな人権問題が発生しているため、さらなる人権教育・啓発活動を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①人権教育・啓発に関する基本計画策定事業 人権が尊重される差別のない社会を実現するための計画を策定し、推進する。	計画策定	計画推進				
②人権啓発再委託事業 講演会、研修会などを実施し、人権問題の正しい知識と人権感覚が身につき定着する教育・啓発活動を行う。	講演会・セミナーの開催、啓発冊子の配布など (市民・企業・教職員などを対象)					教育委員会との連携
③人権相談の実施 人権擁護委員による相談を実施する。	多様な人権侵害に関する相談に対応するための体制整備・運営					法務省との連携
④解放運動団体などとの連携	解放運動団体などの事業に対する協力・支援					

福祉健康の増進

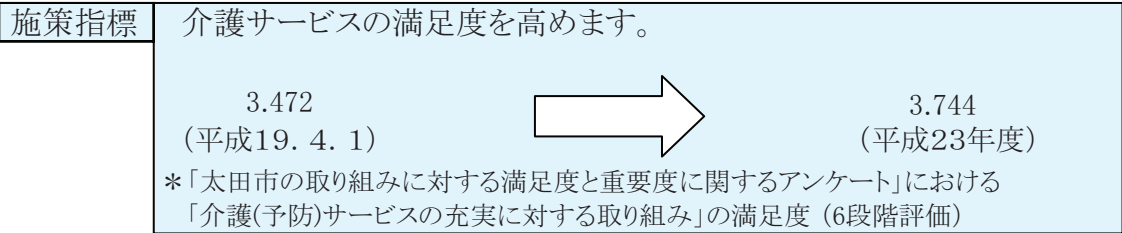
マニフェスト

・人権問題に関する講演会を定期的で開催し、人権問題に関する正しい知識と理解を高めます。

施策名 | 介護サービスの推進

No. 20

国の将来推計人口によると、高齢化の進行により、平成25年には4人に1人が高齢者になると推計しています。本市においても急速に高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加などから、要介護可能者の大幅な増加が見込まれます。介護サービスへの社会的要請に対応するため、保健、福祉、医療、その他の関係機関との連携とともに、介護保険制度の健全運営を基本として、介護予防、介護サービスの充実、介護者への支援、その他の補完サービスを提供します。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①介護認定事業	●				
②介護保険サービス事業	●	○	○	○	
③在宅高齢者生活支援サービス事業	●	○	○		
④地域支援事業	●	○	○	○	

担当課名 介護サービス課、地域介護支援室
計画地域 市内全域

施策指標式

- 介護サービスの満足度
満足度は、第3期介護保険事業計画によるサービスの質の確保・向上等の重点施策に基づくもの。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり
施策名	介護サービスの推進
内容	健康長寿社会を形成するため、保健、福祉、医療との連携を図り、介護保険制度の健全運営を基本として、介護予防、介護サービスの充実、介護者への支援、その他の補完サービスを提供します。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①介護認定事業	第3期事業計画		第4期事業計画			認定申請一連事務
②介護保険サービス事業 介護保険制度の各種給付	第3期事業計画		第4期事業計画			介護保険給付事務
③在宅高齢者生活支援サービス事業 ・寝具丸洗い乾燥、日常生活用具給付など ・家事援助、短期入所など ・電動ベットの貸与、介護車両購入費の補助、出張理髪サービスなど	第3期事業計画		第4期事業計画			市独自の支援サービス給付
④地域支援事業 高齢者に対する介護予防、総合相談	第3期事業計画		第4期事業計画			地域包括支援センター設置

福祉健康の増進

マニフェスト

・介護サービスの満足度を高めます。

施策名 | 国民年金の促進

No. 21

国民年金は、すべての国民が安定した老後生活を送ることができるよう、世代間でお互いに扶助しあう制度です。近年の少子高齢化の進展により、社会保障の根本をなすものとして、重要性がますます高まっています。しかし、中高年の年金への期待感が強くなる反面、若年層に将来への不透明感による無関心、無理解も広がっています。このため、制度への理解と自助努力を促し、制度の普及、適正な個別指導を行い、市民の年金受給権の確保に努めます。

施策指標 国民年金制度の普及と受給権確保に努めます。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①国民年金事業		○		●	

担当課名 保険年金課
計画地域 市内全域

施策指標式

●国民年金について

- ・国民年金における被保険者の異動、保険料の免除などの手続きが適正に運用され、年金加入者の老後をはじめ、障がい者になった場合や生計を維持していた人が死亡した場合にも、所得の保障が図られるように努める。
- ・広報おたや市のホームページの活用などにより、制度の周知を徹底し、適正に年金受給権が得られるように努める。

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	高齢者や障がい者にやさしいまちづくり					
施策名	国民年金の促進					
内容	年金受給権確保のために、国民年金制度の適用、免除などの適正化を図るとともに、制度の周知に努めます。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①国民年金事業 年金受給権確保のために、国民年金制度の適用、免除などの適正化を図る。制度の周知に努める。	事業実施					

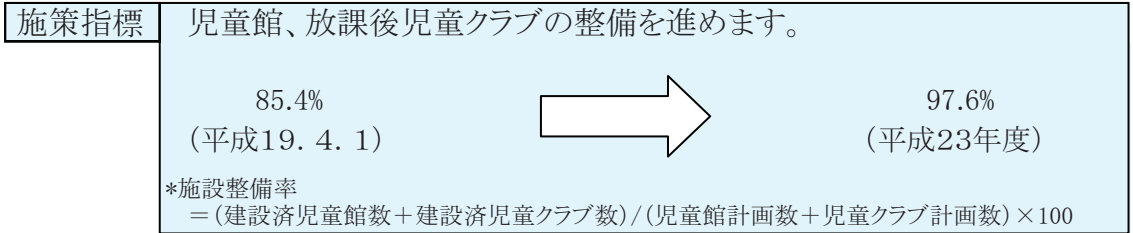
福祉健康の増進

マニフェスト
<ul style="list-style-type: none"> 国民年金制度の適正な運営を推進します。

施策名 児童福祉の推進

No. 22

昨今の都市化による地域の再編、少子高齢化の進展などの構造的な要因により、家庭における子どもの養育機能が低下しており、国や地方公共団体、地域社会が親の子育てを支援していく必要性が増しています。
子どもたちが、健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長していくために、児童館や放課後児童クラブの施設整備を行います。



主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①児童館建設事業	●	○	○		
②放課後児童クラブ施設設置改修事業	●	○	○		

担当課名 児童施設担当
計画地域 太田地区、新田地区、藪塚地区

施策指標式

●設置計画(地区別) (単位:設置数)

区分	児童館 A	放課後児童クラブ B	計 C(=A+B)
太田	9	19	28
尾島	2	2	4
新田	3	3	6
藪塚	1	2	3
計	15	26	41

●設置推移(地区別) (単位:設置数)

区分	18年度				23年度			
	児童館 D	放課後児童クラブ E	計 F(=D+E)	整備率 F/C×100	児童館 G	放課後児童クラブ H	計 I(=G+H)	整備率 I/C×100
太田	8	17	25	89.3%	9	19	28	100.0%
尾島	2	2	4	100.0%	2	2	4	100.0%
新田	2	2	4	66.7%	3	2	5	83.3%
藪塚	0	2	2	66.7%	1	2	3	100.0%
計	12	23	35	85.4%	15	25	40	97.6%

*施設数は年度末の数値

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進
基本目標	児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり
施策名	児童福祉の推進
内容	児童館は、児童に健全な遊びの場を提供して、その健康を増進し、情操豊かになることを目的としています。地区ごとの児童館設置に向け、未設置地区に順次建設し、老朽化した施設は改築を行います。また、児童クラブを小学校区ごとに、学校敷地内や隣接地に順次設置するとともに、小学校新設、改築などの計画と一体整備で設置します。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①児童館建設事業						
・木崎児童館建設事業(新築)	建設					
・強戸児童館建設事業(新築)		建設				
・藪塚本町児童館建設事業(新築)				設計	建設	建設は23年度
②放課後児童クラブ施設設置改修事業						
・沢野小放課後児童クラブ建設事業(移転)	建設					沢野小と一体整備
・休泊小放課後児童クラブ建設事業(新築)		建設候補地協議・確保		建設		
・毛里田小放課後児童クラブ建設事業(改修)		改修工事				余裕教室を活用予定
・鳥之郷小放課後児童クラブ建設事業(移転)			建設			鳥之郷小と一体整備
・藪塚本町小放課後児童クラブ建設事業(新築)			建設			藪塚本町小と一体整備

福祉健康の増進

マニフェスト

- ・未設置地区に児童館を建設し、平成23年度までに市内全体で15館を増やします。(平成18年度 12館)
- ・木崎児童館は平成20年4月、強戸児童館は平成21年4月、藪塚本町児童館は平成24年4月の開館をめざします。
- ・小学校区ごとに放課後児童クラブを学校敷地内や隣接地に順次設置し、平成23年度までに市内全体で25館を増やします。小学校新設・改築などの計画と一体整備で放課後児童クラブを設置します。

施策名 母子福祉の推進

No. 23

既婚女性の職場進出や核家族化による少子化の進行、留守家庭児童の増加に加え、近年は離婚などによる母子家庭も増加しています。このような社会情勢の中、児童をとりまく生活環境の低下が憂慮されています。
 そこで、子育てと就労の両立支援、子育て家庭における経済的負担の軽減などを図り、安心して子どもを生み育てる環境を整えます。

施策指標 母子家庭の自立を支援します。

20人 (平成19. 4. 1) ➡ 25人 (平成23年度)

*「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」の年間支給者数

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①児童扶養手当の支給	●			○	
②太田市母子会補助金の充実	●				
③母子生活支援施設の入所支援	●			○	
④自立支援教育訓練給付事業	●			○	
⑤高等技能訓練促進費給付事業	●			○	

担当課名 こども課
 計画地域 市内全域

施策指標式

- 自立支援教育訓練給付事業
 就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40% (8,001円以上20万円以下) が支給される事業。
- 高等技能訓練促進費給付事業
 資格取得のため、2年以上養成機関などで修業する場合に技能訓練期間の最後の1/3の期間について、生活の負担の軽減を図るため、月額10万3千円 (12ヶ月を限度) が支給される事業。
 対象資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など。
- 自立支援教育訓練給付事業・高等技能訓練促進費給付事業における支給者の推移

(単位:人)

制度名	16年度	17年度	18年度	23年度
自立支援教育訓練給付事業	3	15	15	20
高等技能訓練促進費給付事業	2	1	5	5
計	5	16	20	25

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進
基本目標	児童福祉の充実と女性の就労環境向上にむけたまちづくり
施策名	母子福祉の推進
内容	離婚などによる母子家庭の増加に伴い、子育てと就労の両立支援を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えます。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①児童扶養手当の支給 母子家庭の子どもを対象に、原則として18歳到達年度の末日まで手当を支給する。	手当支給					
②太田市母子会補助金の充実 母子家庭福祉向上のため、補助金を支給する。	補助金の支出					
③母子生活支援施設の入所支援 母子世帯の自立を促進するため、母子生活支援施設で各種指導を行う。	入所による自立支援					
④自立支援教育訓練給付事業 キャリアアップのために、指定された講座を受講した場合、経費の一部を補助する。	給付金の支給					
⑤高等技能訓練促進費給付事業 就業のための資格取得をめざす人を対象に、一定期間訓練促進費を支給する。	促進費の支給					

福祉健康の増進

マニフェスト

- ・母子家庭への経済的支援や就労支援により自立の促進を図ります。
- ・「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」の年間支給者を平成23年度までに25人に増やします。(平成18年度 20人)

施策名 | 健康の増進

No. 24

市民が健康寿命を延ばし、健やかに生活できる元気な社会を築くためには、疾病の早期発見、治療にとどまらず、健康増進を強化し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置く必要があります。そのために、各保健センターを拠点とし、保健、医療、福祉の連携による健康意識の高揚を図り、乳児期から高齢期までの健康づくり支援を積極的に推進します。また、保健施設の整備充実を図るとともに、救急医療体制を充実させるため、救急医療施設を整備します。

施策指標 救急医療施設の整備を進めます。

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①健康教育・相談事業	●				
②「健康おおた21」策定事業	●				
③救急医療対策助成事業	●				
④救急医療施設整備事業	●				

担当課名 健康づくり課
計画地域 市内全域

施策指標式

●救急医療施設の整備スケジュール

年度	実施内容
19年度	用地調整
20年度	用地調整、基本計画調査
21年度	用地調整、基本計画策定
22年度	用地取得
23年度	実施計画策定

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進
基本目標	市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり
施策名	健康の増進
内容	各保健センターを拠点とし、「がん」「循環器病」「糖尿病」「栄養・食生活」「歯の健康」などを中心に保健、医療、福祉の連携による健康意識の高揚を図り、乳児期から高齢期までの健康づくり支援を積極的に推進します。また、保健施設、救急医療体制の充実に努め、市民の健康の安全性を確保します。

実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①健康教育・相談事業 生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図り、地域ぐるみで健康意識が高まるよう、健康推進員など、地域における指導者の育成・確保に努める。	各種健康相談、健康教室、講演会、訪問指導など					
②「健康おおた21」策定事業 総合的な健康づくりの方策について、策定委員会を設置し、計画を策定、推進する。	策定	推進				
③救急医療対策助成事業 民間病院における夜間、休日診療に対する補助を行う。	補助金支出					
④救急医療施設整備事業 救急医療体制の充実を図るため、施設の整備を行う。	用地調整			用地取得		
		基本計画調査	基本計画策定		実施計画策定	

福祉健康の増進

マニフェスト

・救急医療施設の整備を進めます。

施策名 | 医療の充実

No. 25

老人医療制度は、平成14年の制度改正により、老人保健の対象年齢が75歳に引き上げられました。これに伴い、医療機関における窓口支払いは、所得に応じた定率の自己負担になり、高額医療費制度の対象範囲も拡大しました。老人の健康保持には欠かせない制度ですが、対象者が激増する状況であるため、持続可能な制度として平成18年度に改正を行いました。また、乳幼児や重度心身障がい者、母子や父子家庭への福祉医療費の助成制度は、該当者の申請漏れがないよう制度の周知が求められており、制度の適正な運営を推進します。

施策指標 医療制度の周知に努め、適正な助成を行います。

主な実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①老人保健事業(後期高齢者医療制度)	●	○	○	○	
②福祉医療事業	●	○			

担当課名 保険年金課
計画地域 市内全域

施策指標式

●後期高齢者医療制度

老人医療制度は、平成18年度に県を単位として市町村が広域連合を組織し、被保険者が保険料を負担して安定的な財源を確保した上で、持続的運営を図るため制度改正を行った。改正後の制度は、平成20年度から実施し、市においてもこの制度が円滑に運営できるように推進する。

●適正な保険資格の把握

種別	所得調査	世帯調査	備考
老人保健 (後期高齢者 医療制度)	年1回 (更新)	年1回 (更新)	一定以上の所得者把握 70歳以上の同一世帯員と所得の把握
	月ごと	月ごと	住所異動者や新規資格取得者の把握
福祉医療	年1回 (更新)	年1回 (更新)	受給資格の更新 課税、非課税世帯の把握 制度対象外世帯の把握
	月ごと	月ごと	所得に応じた県単・市単の区分 住所異動者や新規資格取得者の把握

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり					
施策名	医療の充実					
内容	老人医療制度は、老人の健康を保持し、今後も持続可能な制度とするため、平成18年度に制度改正を行いました。改正後は、後期高齢者医療制度として平成20年度から実施します。また、乳幼児などの医療費の自己負担を助成し、健康保持を支援します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①老人保健事業 (後期高齢者医療制度) 20年度からは、後期高齢者医療制度として、県内の市町村が広域連合を形成して実施する。	事業実施	後期高齢者医療制度として事業実施				
②福祉医療事業 乳幼児、重度心身障がい者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子の健康管理のため、医療費などの自己負担費用を福祉医療費として支給する。	事業実施					

福祉健康の増進

マニフェスト

- ・適正な医療費支出を確保するために、保険資格の的確な把握を行います。
- ・該当者の申告漏れを防止するために、制度の周知を行います。

施策名 国民健康保険の推進

No. 26

国民健康保険は、不況によるリストラや高齢化の進展に伴い、加入者が増加し、医療費も年々増加の傾向を示しています。こうしたことにより、事業運営を取り巻く状況も非常に厳しいものとなっており、増加している滞納者への対策や外国人に対する適正な資格管理なども重要な課題となっています。したがって、これらの状況を踏まえ、保険資格や事業推進における医療費の適正化に努めるなど、制度の適正な運営を推進します。

施策指標	国民健康保険資格の適用の適正化に努めます。
------	-----------------------

主な 実施事業	●実施主体 ○支援・連携	実施主体			
		市	県	国	他
①国民健康保険事業		●	○	○	○

担当課名 保険年金課
計画地域 市内全域

施策指標式

- 国民健康保険について
 - ・国民健康保険資格の適用の適正化を図ることにより、適正な医療費支出を確保する。
 - ・制度の周知を徹底し、適正な医療費支出に努める。
 - ・保健事業を推進し、生活習慣病の予防など市民の健康維持増進を図る。

●本市における国民健康保険の状況

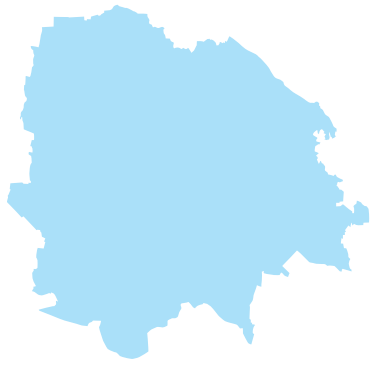
区 分	16年度	17年度
加入世帯数(世帯)	38,537	39,589
被保険者数(人)	79,976	80,826

まちづくりの基本理念	福祉健康の増進					
基本目標	市民の健康づくりと地域医療の充実による安心のまちづくり					
施策名	国民健康保険の推進					
内容	国民健康保険資格の適用において、適正化を図るとともに、制度の周知に努め、適正な制度の運営を推進します。					
実施事業	実 施 工 程					備 考
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①国民健康保険事業 ・療養費の給付 ・高額療養費の給付 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・人間ドック検診費の助成 ・各種保健事業	事業実施					

福祉健康の増進

マニフェスト

- ・適正な医療費支出を確保するため、国民健康保険資格の適用の適正化を図るとともに、制度の周知に努めます。
- ・健康保持に対する啓発に努め、医療費の適正化を図ります。



Ota Rebirth General Plan